

改正

平成18年 9 月 1 日訓令第49号
平成21年 8 月 7 日訓令第83号
平成22年10月 1 日訓令第72号
平成23年10月 1 日訓令第93号
平成24年11月27日訓令第98号
平成25年 8 月 1 日訓令第73号
平成28年 3 月31日訓令第59号
平成29年 3 月31日訓令第59号
平成31年 4 月 1 日訓令第75号
令和元年 9 月27日訓令第18号
令和 4 年 3 月29日訓令第85号
令和 4 年 4 月11日訓令第111号
令和 5 年 3 月15日訓令第 5 号

鹿角市低入札価格調査制度運用要領

(目的)

第 1 条 この要領は、鹿角市低入札価格調査制度実施要綱（平成13年鹿角市訓令第31号。以下「要綱」という。）に基づく調査基準価格の算定及び調査基準価格を下回る価格による入札があった場合の措置について定めるものとする。

(調査基準価格の算定)

第 2 条 要綱第 2 条に規定する調査基準価格は、予定価格の算出の基礎となった次に掲げる額に当該各号に定める割合を乗じて得た額の合計額（千円未満切捨て）とする。ただし、その額が入札書比較価格（予定価格に110分の100を乗じて得た額をいう。）に10分の9.5を乗じて得た額を超えるときは当該10分の9.5を乗じて得た額（千円未満切捨て）とし、入札書比較価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たないときは当該10分の7.5を乗じて得た額（千円未満切捨て）とする。

- (1) 直接工事費 10分の9.7
- (2) 共通仮設費 10分の9
- (3) 現場管理費 10分の9
- (4) 一般管理費等 10分の6.8

- 2 工事の性質上前項の規定により難しい場合は、前項の規定にかかわらず、入札書比較価格に10分の7.5から10分の9.5の範囲内で契約権者が定める割合を乗じて得た額を調査基準価格とする。
- 3 直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の用語の定義については、原則として、土木系工事にあっては秋田県土木工事標準積算基準書、建築系工事にあっては秋田県営繕工事積算基準の例による。

(調査基準価格を下回る価格による入札があった場合の措置)

第 3 条 入札執行者は、最低入札価格が調査基準価格を下回る価格であった場合には、当該入札に参加した全ての入札者に対して落札決定を保留する旨を宣言し、入札を終了する。

- 2 要綱第 3 条第 2 項に規定する失格判断基準調査を実施する工事においては、入札執行者は、前項により入札を終了したときは、直ちに各入札者の入札価格及び各入札者から入札時に提出された見積内訳明細書に基づき、最低価格入札者による入札が別記に掲げる失格判断基準に該当するか否かを調査するものとする。
- 3 前項の調査において最低価格入札者の入札が失格判断基準に該当するものと判定された場合にあつては、要綱第 3 条第 2 項に規定する簡易調査を行わずに低入札価格調査を終了するものとする。
- 4 第 2 項の調査において最低価格入札者の入札が失格判断基準に該当しないものと判定された場合は、簡

易調査として、次に掲げる基準に該当するか否かについて調査するものとする。

- (1) 入札価格に基づく純工事費（電子入札システムに入力された内訳金額と見積内訳明細書の金額が異なるときは、電子入札システムに入力された内訳金額により算定する。）が設計上の純工事費の額に10分の8を乗じて得た額に10分の9.5（調査対象者数に応じて10分の9.5から10分の9.9の範囲内で当該係数が変動）を乗じて得た額以上であること。
 - (2) 入札価格に基づく現場管理費（電子入札システムに入力された内訳金額と見積内訳明細書の金額が異なるときは、電子入札システムに入力された内訳金額により算定する。）が設計上の現場管理費相当額に10分の8を乗じて得た額に10分の9.5（調査対象者数に応じて10分の9.5から10分の9.9の範囲内で当該係数が変動）を乗じて得た額以上であること。
 - (3) 技術者の増員配置ができること。
- 5 失格判断基準調査を実施しない場合においては、入札執行者は、簡易調査のほか、必要に応じて最低入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かについて具体的に判断するため、次に掲げる事項について、詳細調査を行うものとする。ただし、工事費内訳書及び下請負の予定に関する事項を除き、次に掲げる事項の全部又は一部を省略することができる。
- (1) 当該価格で入札した理由
 - (2) 工事費内訳書 設計図書で定めている仕様及び数量となっていること、資材単価及び労務単価が適切に設定されていること、安全対策が十分であること等。
 - (3) 手持工事の状況 技術者が適正に配置されることが見込まれること。
 - (4) 手持資材の状況及び資材購入の予定 必要な資材が確保されることが見込まれること。
 - (5) 手持機械の状況及び機械リース等の予定 必要な機械が確保されることが見込まれること。
 - (6) 労務者の供給見通し 労務者の確保計画及び配置予定が適切であること。
 - (7) 下請負の予定者及び金額 下請価格が適正でありしわ寄せが生じるおそれがないこと。
 - (8) 建設副産物の搬出予定 建設副産物の搬出計画が適切であること。
 - (9) 予定工程表 適切な施工が見込まれる工程となっていること。
 - (10) 過去に施工した公共工事の状況 過去の公共工事が適切に施工されていること、特に低入札価格調査を経て契約した工事がある場合、適切に施工されていること。
 - (11) 経営状況 経営状況に問題がないこと。
 - (12) 信用状態 建設業法（昭和24年法律第100号）違反、賃金の不払、下請代金の支払遅延等がないこと。
 - (13) その他特に必要と認められる事項
- 6 入札執行者は、第4項の規定にかかわらず必要であると認めた場合には、前項に掲げる事項の全部又は一部について調査を行うことができる。
- 7 入札執行者は、必要に応じ専門技術職員等の補助を依頼することができる。
- 8 入札執行者は、詳細調査を行う場合には、調査対象者に対して資料提出依頼書（様式第1号）により資料提出を求めるものとする。
- 9 入札執行者は、調査の結果及び意見を記載した低入札価格調査表（様式第2号）を作成するものとする。（低入札価格調査の報告）

第4条 入札執行者は、調査結果を前条第9項に規定する低入札価格調査表その他必要な資料を添えて、入札審査会（以下「審査会」という。）に報告するものとする。

- 2 審査会は、専門知識を有する等の複数の第三者を加えて審議することができるものとする。（関係者への通知）

第5条 入札執行者は、失格判断基準調査及び簡易調査を実施した結果、落札者等を決定した場合は、入札結果通知書（様式第5号）により入札参加者全員に通知するものとする。

- 2 入札執行者は、第3条第5項又は第6項の規定により調査を実施した結果、最低価格入札者の入札価格によってその者により契約の内容に適合した履行がなされると認められたときは、入札結果通知書（様式第3号）により最低価格入札者に対して落札者等として決定した旨を通知するとともに、様式第5号によ

り他の入札者全員に対してその旨を通知するものとする。

- 3 入札執行者は、第3条第5項又は第6項の規定により調査を実施した結果、次順位者（次順位者以降の順位者を含む。）を落札者等として決定したときは、入札結果通知書（様式第4号）により落札者等の入札価格よりも低い入札者に対して落札者等としないこととした旨を通知するとともに、入札結果通知書（様式第5号）により他の入札者全員に対して次順位者が落札者になった旨を通知するものとする。

（入札参加者への周知）

第6条 低入札価格調査制度に関して、現場説明書、入札公告及び指名通知等に記載する事項は次のとおりとする。

- （1） 低入札価格調査制度を適用し、調査基準価格を設定すること。
- （2） 第3条第1項の規定により入札を終了すること。
- （3） 最低価格入札者であっても必ずしも落札者等とならない場合があり、入札参加者はその決定に服するものとする。

（低入札価格調査結果の公表）

第7条 市長は、低入札価格調査終了後、低入札価格調査表（様式第2号）を公表するものとする。

- 2 公表の方法は、鹿角市建設工事入札結果等公表要綱（平成13年鹿角市訓令第13号）第5条によるものとする。

（失格判断基準調査を実施しない工事）

第8条 要綱第11条に規定する失格判断基準調査を実施することが適当でないと認められる工事は、原則として総合評価落札方式を適用する工事とする。

附 則

この要領は、平成13年6月1日から施行し、同日以降の起工から適用するものとする。

附 則（平成18年9月1日訓令第49号）

この要領は、平成18年9月1日から施行し、同日以降の起工から適用するものとする。

附 則（平成21年8月7日訓令第83号）

この要領は、平成21年8月7日から施行し、改正後の鹿角市低入札価格調査制度運用要領の規定は、同日以降の起工から適用するものとする。

附 則（平成22年10月1日訓令第72号）

改正

平成24年11月27日訓令第98号

この要領は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成23年10月1日訓令第93号）

この要領は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成24年11月27日訓令第98号）

（施行期日）

- 1 この要領は、平成24年12月5日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要領の規定は、この要領の施行の日以後に入札公告又は指名通知を行う入札について適用し、同日前に指名通知を行った入札については、なお従前の例による。

附 則（平成25年8月1日訓令第73号）

（施行期日）

- 1 この要領は、平成25年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要領による改正後の第2条第4号の規定は、この要領の施行の日以後に入札公告又は指名通知を行う入札について適用し、同日前に入札公告又は指名通知を行った入札については、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月31日訓令第59号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年 3 月 31 日訓令第59号）

この要領は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成31年 4 月 1 日訓令第75号）

この要領は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 9 月 27 日訓令第18号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和元年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の各要綱等の規定は、令和元年10月 1 日以後の入札執行に係る契約について適用し、同日前の入札執行に係る契約については、なお従前の例による。

附 則（令和 4 年 3 月 29 日訓令第85号）

この訓令は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 4 月 11 日訓令第111号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和 4 年 4 月 11 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令の規定は、この訓令の施行の日以後に入札公告又は指名通知を行う入札について適用し、同日前に入札公告又は指名通知を行った入札については、なお従前の例による。

附 則（令和 5 年 3 月 15 日訓令第 5 号）

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

失格判断基準（失格判断基準価格）調査基準価格を下回る入札価格で入札した場合であって、入札価格が、入札価格の低い順から10者（入札参加者が10者未満である場合は入札参加者全員）の平均入札価格に10分の9.5（調査基準価格を下回る価格で入札した者の数に応じ10分の9.5から10分の9.9の範囲内で当該係数が変動する。）を乗じて得た額を下回っていること。ただし、調査基準価格を下回る価格で入札した者があった場合にあっては、当該入札価格を調査基準価格に置き換えて算定するとともに、算定した額が調査基準価格を上回る場合にあっては、調査基準価格に相当する額とするものとする。
--

様

入札執行者〇 〇 〇 〇

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事の入札における
低入札価格調査について

標記について、下記のとおり資料を提出してください。

なお、提出期限は 年 月 日までとします。

記

1. 入札価格の理由及び入札価格の見積内訳明細書
2. 手持工事の状況
3. 手持資材の状況及び資材購入の予定（購入先及び購入先と貴社の関係）
4. 手持機械の状況及び機械リース等の予定
5. 労務者の具体的供給見通し
6. 第1次下請契約の予定者及び予定金額
7. 建設副産物の搬出計画
8. 予定工程表
9. 過去3年以内に施工した公共工事の工事名、発注者及び工事成績
10. 経営内容（過去2年の決算報告及び取扱金融機関名）

低 入 札 価 格 調 査 表

入 札 執 行 課			調査担当責任者職氏名	
工 事 名			工事場所	
調 査 対 象 者 名				
1. 入札価格（税抜）	千円（対入札比較価格 %）			
2. 調査基準価格等 （税抜）	調査基準価格	千円（対入札比較価格 %）		
	入札比較価格	千円		
3. 工 事 概 要				
4. 調 査 事 項	調 査 結 果 の 概 要			
(1) 当該価格で入札した理由				
(2) 工事費内訳書				
(3) 手持工事の状況				
(4) 手持資材の状況及び 資材購入の予定				
(5) 手持機械の状況及び 機械リース等の予定				
(6) 労務者の供給見通し				
(7) 下請負の予定者及び 金額				
(8) 建設副産物の搬出予 定				
(9) 予定工程表				
(10) 過去に施工した公共 工事の状況				
(11) 経営状況				
(12) 信用状態				
(13) その他特に必要と認 められる事項				
総 合 意 見				

（注）調査を実施しなかった事項の欄には斜線を引くこと。

(付表 1)

(第 3 条第 5 項による詳細調査を実施した場合に添付)

工事名			調査対象者名		
工 種	設計金額(A)	業者見積金額(B)	差額(A- B)	B /A (%)	理 由

(付表 2)

(第 3 条第 2 項による失格判断基準調査を実施した場合に添付)

(いずれも税抜価格)

工事名	
調査基準価格	円
失格判断基準価格	円
簡易調査	円
① : 設計上の純工事費 $\times 8 / 10 \times$ 係数	円
② : 設計上の現場管理費相当額 $\times 8 / 10 \times$ 係数	円

失格判断基準価格 : 入札価格の低い順から 10 者の平均入札価格 $\times 9.5 / 10$ (※)

※ 1 10 者未満の場合は、全員の平均入札価格とする。

2 調査対象者数に応じ $9.5 / 10$ から $9.9 / 10$ の範囲内で係数が変動する。

3 平均入札価格の算定に当たっては、調査基準価格を下回る入札価格については、調査基準価格に置き換えて算定する。

4 算定した失格判断基準価格が、調査基準価格を上回る場合は、調査基準価格に相当する額とする。

簡易調査 : ① 設計上の純工事費の額 $\times 8 / 10 \times 9.5 / 10$ (※)

② 設計上の現場管理費相当額 $\times 8 / 10 \times 9.5 / 10$ (※)

※ 調査対象者数に応じ $9.5 / 10$ から $9.9 / 10$ の範囲内で係数が変動する。

調査対象者名		入札価格 (a)	円
見積内訳明細書から算出した純工事費相当額 (b)			円
見積内訳明細書から算出した純工事費相当額 (c)			円
調査結果	失格判断基準(1)	・該当する (失格判断基準価格(1) > 入札価格 (a)) ・該当しない (失格判断基準価格(1) $\leq$ 入札価格 (a))	
	簡易調査①	・該当する (簡易調査① > 純工事費 (b)) ・該当しない (簡易調査① $\leq$ 純工事費 (b))	
	簡易調査②	・該当する (簡易調査② > 現場管理費相当額 (c)) ・該当しない (簡易調査② $\leq$ 現場管理費相当額 (c))	
	簡易調査③	・増員配置可能 ・増員配置不可能	

※ 失格判断基準に該当する場合は、簡易調査①～③の記入は不要。

番 号
年 月 日

様

入札執行者〇 〇 〇 〇

入札結果通知書

年 月 日〇〇〇〇入札に付した下記工事について落札の決定を保留しておりましたが、貴社の入札価格によって当該契約の内容に適合した履行がなされるかどうかを調査した結果、妥当と認め、貴社を落札者とすることに決定しましたので通知します。

記

1. 工 事 名
2. 工事場所
3. 工事期間

番 号
年 月 日

様

入札執行者〇 〇 〇 〇

入札結果通知書

年 月 日〇〇〇〇入札に付した下記工事について落札の決定を保留しておりましたが、貴社の入札価格によって当該契約の内容に適合した履行がなされるかどうかを調査した結果、貴社の入札価格では当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認め、落札者としなすことと決定しましたので通知します。

なお、 を落札者とししましたのでお知らせします。

記

1. 工 事 名
2. 工事場所
3. 工事期間

番 号
年 月 日

様

入札執行者〇 〇 〇 〇

入札結果通知書

年 月 日〇〇〇〇入札に付した下記工事について落札の決定を保留しておりましたが、
を落札者とすることに決定しましたので通知します。

記

1. 工 事 名
2. 工事場所
3. 工事期間